

論文要旨

論文題目： 関東大震災下における虐殺の記憶とその継承

氏名： 小 蘭 崇 明

本研究は、関東大震災下でおきた虐殺という出来事がどのような人たちに、どのように記憶されるか、またその記憶はどのように継承されるかを論じたものである。

1923（大正12）年9月1日午前11時58分、相模湾沖を震源とするM7.9の巨大地震がおこった。地震後すぐに火災を引きおこし、東京府、神奈川県を中心に大きな被害をもたらした。死者・行方不明者は合わせて10万5千余人に上る。関東大震災下の犠牲者は自然災害によるこれらの死者だけではなく、人災一虐殺による死者も存在する。その犠牲者の多くが朝鮮人であり、その他にも中国人や日本人社会主義者・アナキスト、障害者が虐殺されている。虐殺をおこなったのは、軍隊・警察・自警団（青年団・消防団・在郷軍人会ら）であり、まさに官民一体の虐殺だった。

関東大震災後は、自然災害の犠牲者に関係する悲劇や美談が中心に語られた。虐殺に関しては、その責任の所在が一部の自警団の暴徒に押しつけられ、例外的な日本人の問題としてでしか論じられず、日本人全体の問題としてとらえることはなかった。当時、関東大震災の虐殺を論じたのは、吉野作造や山崎今朝弥ら知識人、プロレタリア文学の作品などごくわずかであった。震災の虐殺によって顕在化された植民地支配の問題は、震災の復興とともに潜在化されていく。多くは語られず、日本人に忘却された出来事かのように見えた虐殺は、その後、戦後の歴史学・歴史教育研究の分野を中心に検証され、論じられることになる。

関東大震災の虐殺が、戦前は公に語られることはほとんどなく、戦後になって語られるようになったということは、虐殺という出来事の記憶が何らかの形で継承されたことを意味している。本研究では、その過程を具体的な事例に即して論じた。関東大震災から90周年を経て、当時の体験者の多くが不在の状況で虐殺の記憶をどのように継承するかが現在問われている。現に昨今ではヘイト・スピーチのような排外主義的なデモがおこなわれ、また、関東大震災の虐殺の事実そのものを否定する動きさえ見られる。そのような状況のなかで、虐殺の記憶の継承のあり方を歴史的に検証することは重要である。

以上の問題意識から本論の第1章ではこれまでの関東大震災下の虐殺研究史の推移と課題を論じた。これまでの研究では、震災後50年前後から歴史研究の専門家だけではなく地域研究者の調査によって虐殺の実態が明らかになった。特に地域研究者たちは聞き取り調査によって公文書では明らかにされない実態を明らかにした。しかし、80周年の頃になると当時の体験者が亡くなってきて、聞き取り調査が困難な時代が到来する。それにより、実態分析よりは国家責任を問うというような形で責任問題が追及された。また、各地域の慰霊碑が議論され、虐殺の主体について記すことが民衆責任として課せられるようになった。

これまでの研究の課題として、研究の枠組みが基本的には加害者＝「日本人」／被害者＝「朝鮮人」という朝鮮人虐殺に特化した研究が多く、それにより他の虐殺の実態についてあまり検討されなかった点を指摘した。また、責任追及に対しても、上部構造の「官憲」／下部構造「民衆」という階級間で、虐殺の罪や責任の重／軽が分類されて論じられる傾向にあることを指摘した。虐殺の問題を現代の人びとが身近な問題に引きつけて考えるためにも、軍隊や国家の責任追及とは異なる方法で現在何が論じられるかを第2章以降で展開した。

第2章では、ろう者（聴覚障害者）が虐殺の犠牲になった実態研究をおこなった。研究のきっかけになったのは漫画であるが、その参考資料は、1973年の聴覚障害者向けに出された新聞記事だった。ろう者のコミュニティではひっそりと、ろう者の虐殺があったことを発していた。しかし、歴史研究の分野では論じられたことがなかった。本研究の結果として、東京聾唖学校の卒業生が虐殺されたことを明らかにした。卒業生は朝鮮人と間違えられて虐殺されるわけであるが、自警団の誰何によって日本人か否かが問われており、そこからナショナルな身体を構築するにあたって音声言語の支配がいかに強固であるかを論じた。

また震災前後から、ろう教育界では主に聴者によって口話法が推進されるが虐殺された人物は音話が可能であった。しかし、聴者が要求する音声言語は口話教育によってもたらされる言語能力でも不十分であり、それは関東大震災の虐殺で証明されていた。だからこそ、その不都合な事実である、ろう者の虐殺はあくまで不幸な出来事としてでしか語られなかったと分析した。

第3章は、沖縄人が虐殺された、検見川事件をとりあげた。検見川では沖縄県だけではなく、秋田県、三重県の出身者が虐殺された。虐殺に深く関わった人物と虐殺の過程は裁判の予審調書から明らかにすることができた。また、公判のずさんさも明らかになった。裁判は遺族には知らされないため、三重県の遺族を除いて、他の遺族は「震災」で死んだのか、「虐殺」で死んだのかわからなかったと思われる。一方で虐殺をした人、その地域には語られない虐殺の記憶が、「祟り」として変形して継承されていく。

一方で、被害者のアイデンティティーと共有する部分がある人たちには虐殺の記憶が継承されていく。その一つとして沖縄の脚本家である上原正三の『帰ってきたウルトラマン』（1971年放送）の第33話「怪獣使いと少年」をとりあげた。その作品は朝鮮人虐殺をイメージして作られており、震災直後に少年が描いた虐殺の絵と類似しているシーンがある。沖縄人は実際に虐殺されていたが、その事実は知らずに作品は作られたと思われる。上原は沖縄戦にて生命の危機にさらされており、そこから沖縄人差別の問題、沖縄戦による死者の記憶や、上原自身が受けたと思われる戦後の標準語教育から朝鮮人虐殺の死者の記憶とが接続し、ウルトラマンに描いたと論じた。

第4章は朝鮮人虐殺のドキュメンタリー映画（1983年、1986年）を撮った、呉充功監督の人生と作品との関係性を分析した。呉監督は、在日2世であり、幼少のころから難聴であった。それにより、日本人からは朝鮮人だと差別を受け、しかし、そこから脱するために入学した民族学校でも難聴であるがゆえに差別を受けた。その二重の差別によって、被害者側

に傾倒しないドキュメンタリー映画が撮れたと思われる。朝鮮人虐殺の映画の制作過程で、呉監督は日本人の撮影スタッフと議論して民族差別の認識の違いを確認し、その原因を追究することになる。また、被害者や加害者の取材から、語られない歴史を、「対話」を通じて引き出すことになる。呉監督が引き出した話は、被害者も加害者も虐殺の記憶を引きずって生きているということである。特に加害者に関しては、映画で語られる証言から、自身の虐殺の主体的な責任から逃れることができない様子がうかがえる。監督自身はそれを聞き続けることで、貴重な証言をフィルムに残したと言える。

第 5 章は千葉県の虐殺の犠牲者の調査と追悼をおこなってきた実行委員会の活動を論じた。特に、1983年に当時の実態研究をまとめた『いわれなく殺された人びと』が出版されて以降の課題である、遺骨の発掘(1998年)と慰霊碑建立(1999年)の取り組みを論じた。実行委員会は課題の早期解決を試みるが、実際には長い年月を必要とした。その時に問題だったのは、実行委員会がえがく歴史と加害の地域に残る虐殺の記憶との齟齬である。遺骨の発掘に関しては、記録にとる(公にされる)ことが問題とされ、慰霊碑建立に際しては、虐殺の過程を文言に刻むことが問題にされた。外部の者が「日本人」として責任を果たすことを要求しても、それ以上に虐殺の主体的責任が地域には重くのしかかっていることで拒否される。このことは加害地域の人たちとそうではない人たちを同じ「日本人」として括ることが困難なことをあらわしていると分析した。そのような齟齬を考えること、地域の葛藤を描くことに虐殺の問題を問い続けるヒントが隠されていると論じた。

終章では各章で論じたことをまとめながら、虐殺の記憶を継承する可能性について論じた。虐殺の記憶は加害の地域や被害者と同じようなアイデンティティーをもつ人たちの間で生きている。その生きた記憶を背負ってきた人たちの人生をふまえて学び、想像することが記憶の継承にとっての第 1 歩であると結論づけた。